

# 第 57 回岩手県環境審議会

日時：令和 7 年 5 月 29 日（木）13:30～

場所：岩手県水産会館 5 階大会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 挨 拶

### 3 諮 問

- (1) 岩手県環境基本計画の中間年見直しに係る基本的方向について
- (2) 第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直しに係る基本的方向について
- (3) 岩手県循環型社会形成推進計画策定に係る基本的方向について

### 4 議 事

- (1) 岩手県環境基本計画の中間見直しに係る基本的方向について (資料 1)
- (2) 環境基本計画見直し特別部会の設置について (資料 2)
- (3) 第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直しに係る基本的方向について (資料 3)
- (4) 第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画見直し特別部会の設置について (資料 4)
- (5) 岩手県循環型社会形成推進計画策定に係る基本的方向について (資料 5)
- (6) 循環型社会形成推進計画策定特別部会の設置について (資料 6)

### 5 報 告

- (1) 岩手県環境審議会温泉部会審議結果について (資料 7)
- (2) 第 51 回岩手県環境審議会大気部会審議結果について (資料 8)
- (3) 住宅宿泊事業特別部会の専門委員の指名について

### 6 その他

### 7 閉 会

岩手県環境審議会 委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	所属及び職	摘要(出欠状況)
委 員	石川 奈緒	岩手大学理工学部 准教授	(リモート)
	伊藤 歩	岩手大学理工学部 教授	(リモート)
	岩井 光信	(株)水清建設	
	大友 幸子	山形大学名誉教授	
	小野澤 章子	岩手大学人文社会科学部 准教授	(欠席)
	小野寺 真澄	岩手県環境保全連絡協議会	(リモート)
	齊藤 貢	岩手大学理工学部 教授	
	櫻井 麗賀	岩手県立大学 総合政策学部 講師	
	佐々木 千恵子	盛岡市医師会 理事、葛クリニック 院長	(欠席)
	佐藤 信逸	岩手県町村会 (山田町長)	(欠席)
	佐藤 美加子	奥州地方森林組合 総務課長	
	菅原 情子	J A 岩手県女性組織協議会 役員	(欠席)
	篠原 亜希	岩手弁護士会 (日高法律事務所)	(リモート)
	渋谷 晃太郎	岩手県立大学 名誉教授	
	鈴木 まほろ	岩手県立博物館 資料課長補佐	
	高田 貞一	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合 常務理事	
	武田 哲	岩手県市長会 (滝沢市長)	(欠席)
	丹野 高三	岩手医科大学 教授	
	塚本 善弘	岩手大学人文社会科学部 教授	(欠席)
	辻 盛生	岩手県立大学総合政策学部 教授	
	寺長根 実	(公社) 岩手県猟友会 副会長兼専務理事	
晴山 渉	岩手大学理工学部 助教	(欠席)	
盛合 敏子	岩手県漁協女性部 会長		
山内 貴義	岩手大学農学部 准教授	(リモート)	
関係行政機関 (特別委員)	緒方 弘志	農林水産省東北農政局 生産部長	(リモート)
	木野 正登	経済産業省東北経済産業局 資源エネルギー環境部長	(欠席)
	宮本 健也	国土交通省東北地方整備局 企画部長	(リモート) 代理出席 企画部 環境調整官 樋川 満

区 分	氏 名	職 名	
【事務局】	中里 裕美	環境生活部長	
	内城 仁	環境生活部副部長兼環境生活企画室長	
	加藤 研史	環境担当技監兼環境保全課総括課長	
	吉田 知教	環境生活企画室企画課長	
	千田 志保	環境生活企画室特命参事兼グリーン社会推進課長	
	古澤 勉	資源循環推進課総括課長	
	引屋敷 努	自然保護課総括課長	
	成田 雄氣	県民くらしの安全課生活衛生担当課長	

# 第57回岩手県環境審議会 座席表

日時 令和7年5月29日(木) 13時30分～  
 場所 岩手県水産会館 5階大会議室

入口

報道 報道 傍聴 傍聴

高田委員 丹野委員 辻委員 寺長根委員 盛合委員

\_\_\_\_\_

スクリーン

会長  
 補助者

県民くらしの安全課  
 成田生活衛生担当課長  
 環境生活企画室  
 千田特命参事兼  
 グリーン社会推進課長  
 環境生活企画室  
 吉田企画課長  
 環境生活部  
 内城副部長兼  
 環境生活企画室長  
 環境生活部  
 中里部長  
 環境生活部  
 加藤環境担当技監兼  
 環境保全課総括課長  
 資源循環推進課  
 古澤総括課長  
 自然保護課  
 引屋敷総括課長

随行者等  
 随行者等  
 随行者等  
 随行者等

随行者等  
 随行者等  
 随行者等

\_\_\_\_\_

岩井委員 大友委員 齊藤委員 櫻井委員 佐藤委員 鈴木委員

## 岩手県環境基本計画の中間年見直しに係る基本的方向について

### 1 諮問の趣旨について

令和3年3月に策定した岩手県環境基本計画（計画期間：令和3～12年度）については、計画策定時に本計画の策定後5年程度が経過した時点を目途に、それまでの計画の進捗状況の点検結果等を踏まえ、計画の見直しの必要性を検討することとしています。

については、策定以降の社会情勢の変化等を踏まえ、計画を見直すこととし、中間見直しの基本的方向について、岩手県環境審議会に諮問するものです。

### 2 計画の位置づけ

- (1) 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成10年岩手県条例第22号）第11条の規定により、本県の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。
- (2) 「いわて県民計画（2019～2028）」の推進に関する環境分野の基本的な方向を定める計画です。
- (3) 本計画のうち「生物多様性・自然との共生」に関する部分は、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）に基づく生物多様性地域戦略として位置づけられています。
- (4) 本計画のうち「持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進」に関する部分は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成23年法律第67号）に基づく環境教育等行動計画として位置づけられています。

### 3 見直しの方向性（案）

項目	見直しの方向性（案）	当初計画
(1) 計画期間	中間見直しのため、 <b>変更なし</b> 。	令和3年度から令和12年度までの10年間
(2) 目標	当初計画から <b>変更なし</b> 。	多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて
(3) 計画の構成	当初計画から <b>変更なし</b> 。  注 個別の施策や記載については、現行計画策定時以降の社会や環境を取り巻く状況の変化、県の施策の進捗や指標の達成状況、新たに生じた課題等への対応方向を検討のうえ、 <b>必要に応じて変更</b> する。	はじめに 第1章 総論 第2章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策 ・ 地域資源の活用による環境と経済の好循環 ・ 自然と共生した持続可能な県土づくり ・ 環境にやさしく健康で心豊かな暮らし 第3章 環境分野別施策 ・ 気候変動対策 ・ 循環型地域社会の形成 ・ 生物多様性の保全・自然との共生 ・ 環境リスクの管理 ・ 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進 第4章 計画の推進・進行管理
(4) 主要な指標	現行計画策定時以降の社会や環境を取り巻く状況の変化、県の施策の進捗や指標の達成状況、新たに生じた課題等への対応方向を検討のうえ、 <b>必要に応じて変更</b> する。	総合的指標：15 施策推進指標：28 計 43 指標

#### 4 中間見直しに係る留意事項

(1) 市町村への意見照会やパブリックコメント※を実施し、広く県民等の意見聴取に努めるものとします。

※ パブリックコメント実施に併せて、4広域振興局単位で地域説明会を開催。

(2) 岩手県環境審議会の答申に基づき、主要指標や施策の方針等に変更が生じた場合には、「県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例」に基づき、県議会の議決を経るものとします。

(3) 本計画の部門別計画に位置付けられており、今年度見直し・改定を実施する以下の計画との整合を図るものとします。

ア 【気候変動】 岩手県地球温暖化対策実行計画(中間見直し)

イ 【資源循環】 岩手県循環型社会形成推進計画(改定)

#### 5 スケジュール

時 期	内 容
令和7年5月29日	審議会〔諮問〕
6月～8月	中間見直しに係る特別部会（審議） ※ 3回程度
9月	審議会〔答申案審議〕
11月～12月	パブリックコメント・地域説明会実施
11月	県議会12月定例会(報告議案提案)
令和8年2月	県議会2月定例会(承認議案提案)
3月	本計画の改定・公表

## 参考 1 : 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 10 年岩手県条例第 22 号）

※ 関係箇所一部抜粋

- 第 11 条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- （1）環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- （2）前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、岩手県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

## 参考 2 : 諮問に当たっての主な論点等（直近の国の動向）

- 1 【計画全体】 第六次環境基本計画（令和 6 年 5 月閣議決定）  
⇒ 「ウェルビーイング/高い生活の質」を最上位においた「新たな成長」の実現
- 2 【気候変動】 地球温暖化対策計画/第 7 次エネルギー基本計画（令和 7 年 2 月閣議決定）  
⇒ 国の温室効果ガス排出量削減目標（2013 年度比）の追加（2035 年・2040 年）に伴う、それぞれの年度における県の暫定目標値設定の必要性 等
- 3 【資源循環】 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月閣議決定）  
⇒ 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行 等
- 4 【生物多様性と自然環境】 生物多様性国家戦略 2023-2030（令和 5 年 3 月閣議決定）  
⇒ ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現 等
- 5 【環境リスクの管理】 P F A S に関する今後の対応の方向性等について（令和 5 年 7 月（環境省））  
⇒ P F A S の存在状況に関する調査の強化 等
- 6 【環境教育】 環境教育等の推進に関する基本的な方針（令和 6 年 5 月閣議決定）  
⇒ 個人の変容から組織や社会経済システムの変革への連動等

## 環境基本計画見直し特別部会の設置について

### 1 設置の目的

令和3年3月に策定した岩手県環境基本計画（計画期間：令和3～12年度）については、計画策定時に本計画の策定後5年程度が経過した時点を目途に、それまでの計画の進捗状況の点検結果等を踏まえ、計画の見直しの必要性を検討することとしている。

については、策定以降の社会情勢の変化等を踏まえ、令和7年度中に計画を見直す予定であり、その基本的方向について岩手県環境審議会に諮ることとしていることから、集中的な審議を行うため、岩手県環境審議会条例（以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、岩手県環境審議会に「環境基本計画見直し特別部会」（以下「部会」という。）を設置しようとするものである。

### 2 審議事項

岩手県環境基本計画の中間年見直しに係る基本的方向に関する事項

### 3 部会の構成員

条例第8条第2項の規定により、部会は審議会委員をもって組織するものであり、前回の計画策定時に設置した部会と同様の考え方で合計7人の構成員（審議会会長が指名）を想定している。

### 4 スケジュールについて

時 期	内 容
令和7年5月29日	審議会〔諮問〕
6月～8月	中間見直しに係る特別部会（審議） ※ 3回程度
9月	審議会〔答申案審議〕
11月～12月	パブリックコメント・地域説明会実施
11月	県議会12月定例会（報告議案提案）
令和8年2月	県議会2月定例会（承認議案提案）
3月	本計画の改定・公表

《参考》

【岩手県環境審議会条例】

【略】

(部会)

第8条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員、特別委員又は専門委員をもって組織する。

【略】

【岩手県環境審議会運営規程】

(部会)

第8条 条例第8条第1項の規定により、審議会に次の部会を置く。

大気部会 水質部会 自然・鳥獣部会 温泉部会

2 前項の規定にかかわらず、知事が必要と認めたときは、審議会に諮って部会を設置することができる。

【略】

4 部会の審議事項は、別表1のとおりとする。

5 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、審議事項を部会に付議することができる。

【略】

## 環境基本計画見直し特別部会設置要綱（案）

### （設置）

第 1 条 岩手県環境審議会条例（平成 6 年岩手県条例第 36 号）第 8 条第 1 項及び岩手県環境審議会運営規程（以下「規程」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、環境基本計画見直し特別部会（以下「部会」という。）を置く。

### （審議事項）

第 2 条 部会の審議事項は、規程第 8 条第 5 項の規定に基づき付議された事項とする。

### （庶務）

第 3 条 部会の庶務は、環境生活企画室において処理する。

### （設置期間）

第 4 条 部会は、付議された事項の審議が終了したときをもって、廃止する。

### （補則）

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、令和 7 年 月 日から施行する。

## 第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直しに係る基本的方向について

### 1 諮問の趣旨

本県の地球温暖化対策は、令和 3 年 3 月に、2030（令和 12）年度を目標年次とする「第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定し、令和 5 年 3 月に、2030 年度の温室効果ガスの排出量に係る基本目標を 2013 年度比 57%削減に改定する等、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を実施してきました。

今年度は、実行計画の計画期間の中間年に当たり、実行計画に示す指標や施策の達成状況、国の新たな温室効果ガス排出削減目標やエネルギー需給の見通し、地球温暖化対策に関する社会経済情勢の変化等を踏まえて、実行計画を見直すこととし、その基本的方向について岩手県環境審議会に諮問するものです。

### 2 実行計画の位置付け

- (1) 「いわて県民計画（2019～2028）」（平成 31 年 3 月策定）の 10 の政策分野のうち「自然環境」の政策項目に掲げる「地球温暖化防止に向けた低炭素社会の形成」及び「岩手県環境基本計画」の「環境分野別施策」の 1 つである「気候変動対策」を推進するための計画です。
- (2) 新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例（平成 15 年岩手県条例第 22 号）第 9 条第 1 項の規定に基づく「新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進」に関する基本的な計画です。
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温暖化対策推進法」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づく「県の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置」に関する地方公共団体実行計画です。
- (4) 温暖化対策推進法第 21 条第 3 項の規定に基づく「区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策」を定める地方公共団体実行計画です。
- (5) 気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 12 条の規定に基づく地域気候変動適応計画です。

### 3 見直しの方向性（案）

項目	見直しの方向性（案）	現実行計画
(1) 計画期間	中間年見直しのため、変更なし	令和3（2021）年度から令和12（2030）年度まで（10か年計画）
(2) 計画の目標	現実行計画から変更なし	① 目指す姿 ② 計画の基本目標 ・温室効果ガスの排出削減目標 ・再生可能エネルギー電力自給率目標 ・森林吸収量の見込み
(3) 計画の構成	現実行計画から変更なし	① 計画の基本的事項 ② 本県の地域特性 ③ 地球温暖化の現状と課題 ④ 温室効果ガスの排出量等の現況と将来予測 ⑤ 計画の目標 ⑥ 目標の達成に向けた対策・施策 ⑦ 気候変動への適応策 ⑧ 各主体の役割と計画の推進
(4) 主要な指標	令和8年度以降の指標の設定	計画の目標のほか、「省エネルギー対策の推進」、「再生可能エネルギーの導入促進」、「多様な手法による地球温暖化対策の推進」、「気候変動への適応策」の4つの施策領域に計34指標を設定

### 4 見直しに係る手続

- (1) 見直しに当たって、岩手県環境審議会の答申に基づき、現実行計画の構成や主要指標等の変更が生じた場合は、「県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例（平成15年岩手県条例第59号）」により、県議会の議決による承認を経るものとします。
- (2) 見直しに当たっては、策定過程を重視することとし、パブリック・コメント等を実施する等、広く県民、市町村等の意見聴取に努めるものとします。

## 5 スケジュール（予定）

時 期	内 容
令和7年5月29日	岩手県環境審議会への諮問
6月～8月	見直しに係る特別部会における審議 ※3回程度
9月	岩手県環境審議会の答申
11月～12月	パブリック・コメント及び地域説明会の実施
令和8年3月	県議会2月定例会において議決
3月	本計画の改訂

### ○ 参考

#### (1) 新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例（平成15年岩手県条例第22号） 抜粋

（基本計画）

第9条 知事は、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関し、本県の地域の特性に応じた総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体並びに市町村の意見が反映されるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号） 抜粋

（地方公共団体実行計画等）

第 21 条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 計画期間

（2） 地方公共団体実行計画の目標

（3） 実施しようとする措置の内容

（4） その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

（1） 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項

（2） その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項

（3） 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

（4） その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 2 条第 2 項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第 1 項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

（5） 前各号に規定する施策の実施に関する目標

4・5 [略]

6 共同して地方公共団体実行計画を策定する都道府県及びその区域内の市町村は、当該地方公共団体実行計画において前項各号

に掲げる事項を定めることができる。

7 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第3項第1号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあっては、当該基準に基づき、定めるものとする。

8 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。

9 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮するものとする。

10 [略]

11 都道府県及び市町村（地方公共団体実行計画において、第3項各号又は第5項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

12 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

13 [略]

14 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15 第10項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

16～18 [略]

### (3) 気候変動適応法（平成30年法律第50号） 抜粋

（地域気候変動適応計画）

第12条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

## 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直しについて

資料3-2

### 1 計画見直しの背景

- (1) 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画（令和5年3月改訂）」により温室効果ガス排出抑制等のための施策を実施
- (2) 令和7年度は計画期間の中間年に当たるため、実行計画に示す指標や施策の達成状況、社会経済情勢の変化等を踏まえて、実行計画の見直しに係る基本的方向について岩手県環境審議会に諮問

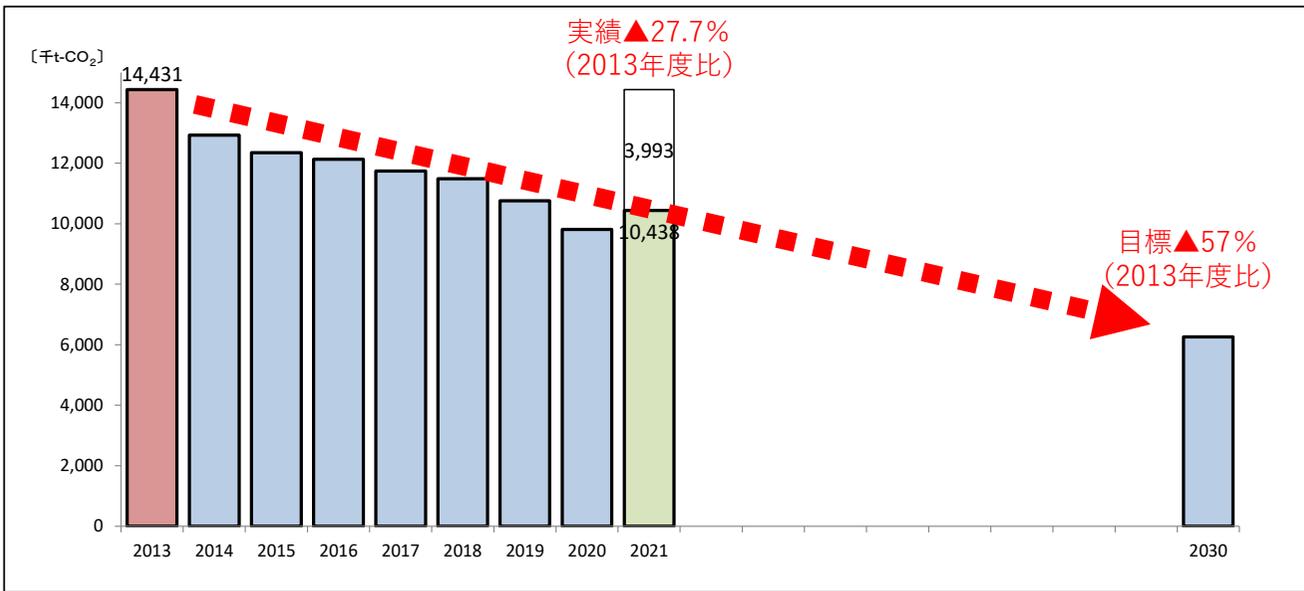
### 2 計画見直しの方向性（案）

	現実行計画	見直しの方向性（案）
(1) 計画期間	令和3（2021）年度～令和12（2030）年度 （10か年計画）	中間年見直しのため、変更なし
(2) 計画の目標	計画の基本目標 ・温室効果ガスの排出削減目標 ・再生可能エネルギー電力自給率目標 ・森林吸収量の見込み	現実行計画から変更なし
(3) 計画の構成	・温室効果ガスの排出量等の現況と将来予測 ・目標の達成に向けた対策・施策	現実行計画から変更なし
(4) 主要な指標	4つの施策領域に計34指標を設定 （現行：令和7年度まで）	令和8年度以降の指標の設定

### 3 見直しに向けた主な論点

#### (1) 目標値 ① 温室効果ガスの排出削減 (2030年度目標: ▲57%)

【現状】  
ア 本県における2021（令和3）年度の温室効果ガス排出量は、基準年である2013（平成25）年度比で27.7%削減、目標値に対して48.5%まで進展  
イ 国では、2025（令和7）年2月に地球温暖化対策計画を改定し、2030年度の温室効果ガスを2013年度比46%削減することに加え、2035年度、2040年度においては、2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目標に追加

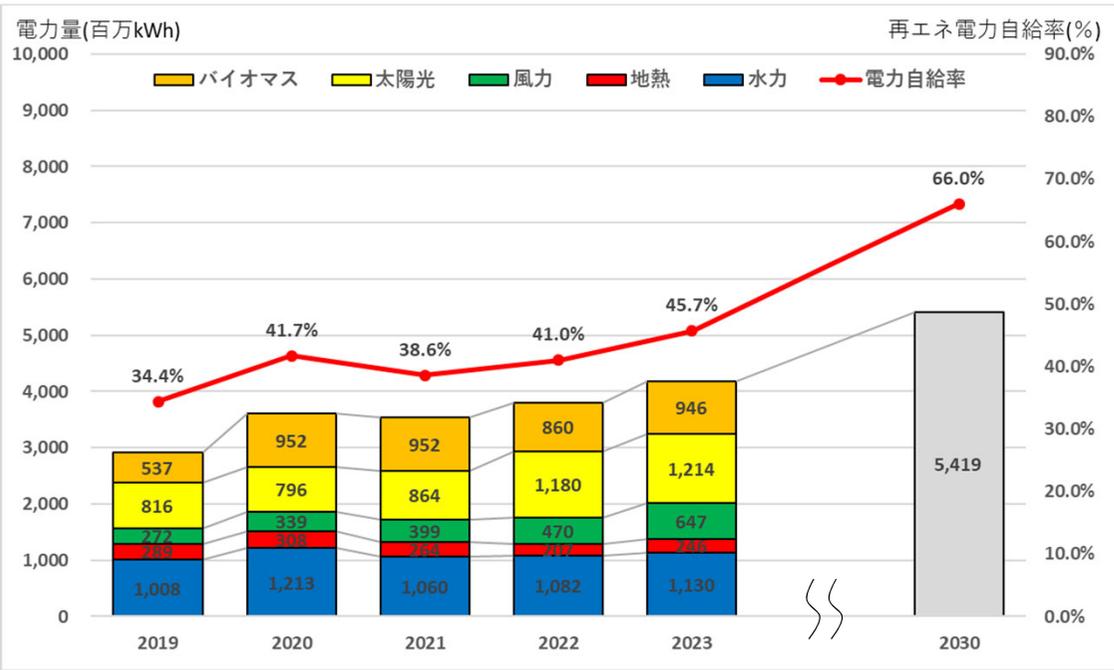


- 【論点】
- ① 社会経済情勢の変化、直近の温室効果ガス排出量等に基づく将来予測の精査を踏まえた目標値変更の必要性
  - ② 国の2035年度、2040年度削減目標の設定に伴う県暫定目標値設定の必要性

### 3 見直しに向けた主な論点

(1) 目標値  
 ② 再生可能エネルギー電力自給率 (2030年度目標 : 66%)

【現状】  
 ア 2023 (令和5) 年度の再生可能エネルギーによる電力自給率は45.7% (目標値に対して69.2%)  
 イ 経済活動の活発化などに伴い、電力需要量が増加傾向



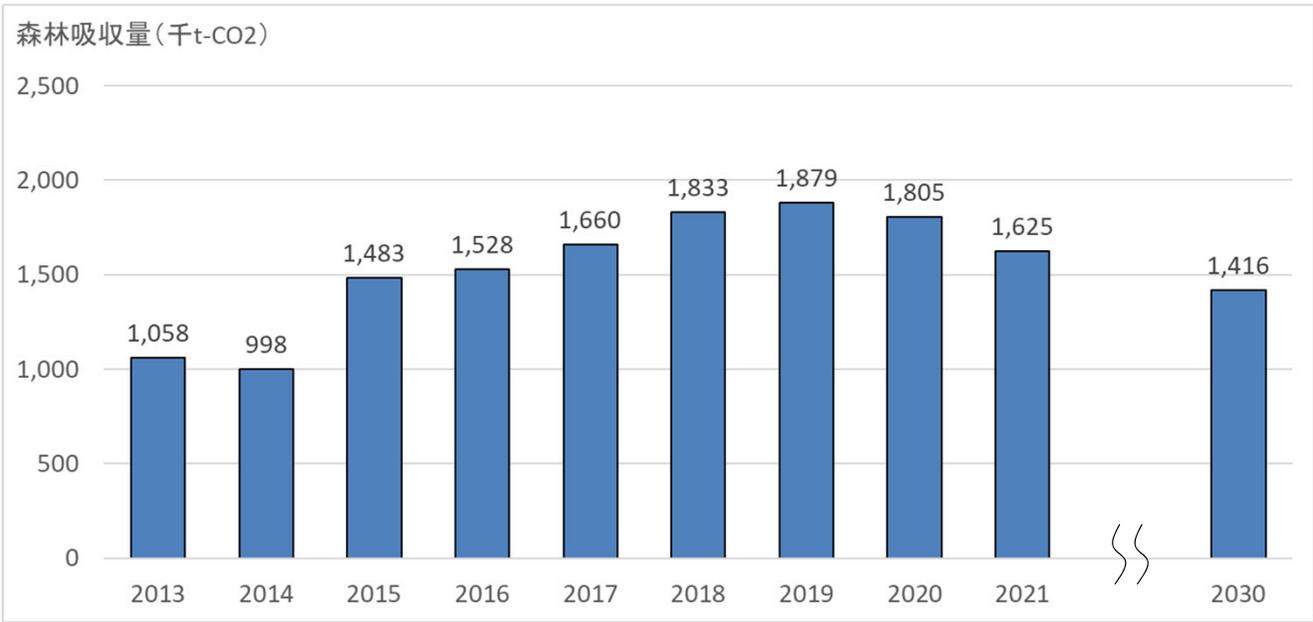
【論点】

- ① 今後の発電電力量及び需要電力量の見込みを踏まえた目標値変更の必要性
- ② エネルギーの地産地消の状況を把握する補足指標設定の必要性

### 3 見直しに向けた主な論点

(1) 目標値  
③ 森林吸収量の見込み (2030年度目標：1,416千t-CO<sub>2</sub>、2013年度温室効果ガス排出量の10%相当)

【現状】  
2021 (令和3) 年度の森林吸収量は1,625千t-CO<sub>2</sub>



【論点】  
将来予測を踏まえた目標値  
変更の必要性

森林吸収量：過去5か年の平均を吸収量としている。

# 3 見直しに向けた主な論点

## (2) 対策・施策

**【現状】**  
次の3つの柱により、地球温暖化対策の取組を推進

### 1 省エネルギー対策の推進

**家庭における省エネルギー化**  
住宅等の省エネ化、省エネ性能の高い設備・機器の導入促進、エネルギーの効率的な使用促進

**産業・業務における省エネルギー化**  
省エネ性能の高い設備・機器や再エネ設備の導入促進、環境経営等の促進 

**運輸における省エネルギー化**  
公共交通の利用促進、次世代自動車普及促進、物流の環境負荷低減

### 2 再生可能エネルギーの導入促進

**着実な事業化と地域に根ざした再生可能エネルギーの導入**  
導入量拡大、関連産業への参入支援、地域環境への配慮

**自立・分散型（地産地消）エネルギーシステムの構築**  
エネルギーの地産地消の推進、環境付加価値の活用 

**水素の利活用推進**  
調査研究・実証事業、水素関連製品導入支援

### 3 多様な手法による地球温暖化対策の推進

**温室効果ガス吸収源対策**  
持続可能な森林整備、ブルーカーボンの推進

**廃棄物・フロン類等対策**  
廃棄物の発生抑制・リサイクル、フロン類排出抑制

**基盤的施策の推進**  
県民運動、分野横断的施策、県の率先的取組、環境学習

県の率先的取組

**目標** 県の事務事業における温室効果ガス排出削減割合(2013年度比)60%

業務活動の省エネ化、施設・設備の省エネ化、再エネの導入、再エネ電力使用の推進



**【論点】**

- ① 取組の達成状況を踏まえた対策の追加の必要性
- ② 実行計画の基本目標達成に向けて、令和8年度以降の各施策と指標を設定

## 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画見直し特別部会の設置について

### 1 設置の目的

「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」（計画期間：2021（令和3）～2030（令和12）年度）（以下「実行計画」という。）については、令和3年3月に策定しているが、今年度は、計画期間の中間年に当たり、指標や施策の達成状況、地球温暖化対策に関する社会経済情勢の変化等を踏まえて、実行計画を見直すこととしている。

今般、実行計画の見直しの基本的方向について岩手県環境審議会に諮問するものであるが、専門的な見地から集中的・効率的な審議をいただくため、岩手県環境審議会条例（以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、岩手県環境審議会に「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画見直し特別部会」（以下「部会」という。）を設置しようとするものである。

### 2 審議事項

第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直しに係る基本的方向に関する事項

### 3 部会の構成員

条例第8条第2項の規定により、部会は審議会委員、専門委員等をもって組織するものであり、地球温暖化対策、脱炭素社会の形成等に関する知見を有する合計7人の構成員（審議会会長が指名）を想定している。

### 4 スケジュールについて

時 期	内 容
令和7年5月29日	岩手県環境審議会への諮問
6月～8月	見直しに係る特別部会における審議 ※3回程度
9月	岩手県環境審議会の答申
11月～12月	パブリック・コメント、地域説明会
令和8年3月	県議会2月定例会において議決
3月	本計画の改訂

《参考》

【岩手県環境審議会条例（平成6年岩手県条例第36号）】 抜粋

（部会）

第8条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員、特別委員又は専門委員をもって組織する。

3・4 [略]

【岩手県環境審議会運営規程】 抜粋

（部会）

第8条 条例第8条第1項の規定により、審議会に次の部会を置く。

大気部会 水質部会 自然・鳥獣部会 温泉部会

2 前項の規定にかかわらず、知事が必要と認めたときは、審議会に諮って部会を設置することができる。

3・4 [略]

5 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、審議事項を部会に付議することができる。

6・7 [略]

## 第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画見直し特別部会設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 岩手県環境審議会条例（平成 6 年岩手県条例第 36 号）第 8 条第 1 項及び岩手県環境審議会運営規程（以下「規程」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画見直し特別部会（以下「部会」という。）を置く。

（審議事項）

第 2 条 部会の審議事項は、規程第 8 条第 5 項の規定に基づき付議された事項とする。

（庶務）

第 3 条 部会の庶務は、環境生活部環境生活企画室において処理する。

（設置期間）

第 4 条 部会は、付議された事項の審議が終了したときをもって、廃止する。

（補則）

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 月 日から施行する。

## 岩手県循環型社会形成推進計画策定に係る基本的方向について

### 1 諮問の趣旨について

令和3年3月に策定した第三次岩手県循環型社会形成推進計画（計画期間：令和3～7年度）の計画期間が終了することから、策定以降の社会情勢の変化等を踏まえた次期計画を策定することとし、基本的方向について、岩手県環境審議会に諮問するものです。

### 2 計画の位置づけ

- (1) 循環型社会形成推進基本法第10条の規定に基づく循環型社会の形成に向けた施策等を盛り込んだ基本形計画です。
- (2) 廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画としての位置づけを併せ持つとともに、廃棄物処理施設の広域化計画を含む計画です。
- (3) いわて県民計画（2019～2028）及び岩手県環境基本計画（計画期間：R3～R12）を踏まえた、循環型地域社会の形成に関する部門計画です。

### 3 策定の方向性（案）

項目	策定の方向性（案）
(1) 計画期間	令和8～12年度（5か年）
(2) 目標	基本目標に循環経済の考えを取り入れる方向で議論いただく。
(3) 計画の構成	現行計画から大枠の変更はなし。
(4) 各施策の目標の設定	これまでの取組の成果と課題を踏まえ、審議会で議論をいただいた上で、令和8年度以降の目標を設定する。

#### 4 計画策定に係る留意事項

(1) 市町村への意見照会やパブリックコメント※を実施し、広く県民等の意見聴取に努めるものとします。

※ パブリックコメント実施に併せて、4広域振興局単位で地域説明会を開催。

(2) 今年度見直しを実施する岩手県環境基本計画及び岩手県地球温暖化対策実行計画との整合を図るものとします。

#### 5 スケジュール

時 期	内 容
令和7年5月29日	審議会〔諮問〕
6月～8月	計画策定に係る特別部会（審議） ※ 3回程度
9月	審議会〔答申案審議〕
11月～12月	パブリックコメント・地域説明会実施
11月	県議会12月定例会（常任委員会報告）
令和8年2月	県議会2月定例会（常任委員会報告）
3月	本計画の策定

**参考 1：循環型社会形成推進基本法（平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号） ※ 関係箇所一部抜粋**

（地方公共団体の責務）  
第十条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、循環資源について適正に循環的な利用及び処分が行われることを確保するために必要な措置を実施するほか、循環型社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

**参考 2：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号） ※ 関係箇所一部抜粋**

（都道府県廃棄物処理計画）  
第五条の五 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。  
3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならない。

**参考 3：諮問に当たっての主な論点等**

- 1 循環経済の浸透  
循環型社会を形成するための一方策として、持続可能な形で資源を効率的・効果的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）の考え方を広く浸透
- 2 プラスチックに係る資源循環の促進  
ライフサイクル全般での 3R+Renewable を進め、あらゆる主体の取組みを促進
- 3 市町村への減量化施策、分別・リサイクルに関する助言等  
家庭ごみ有料化の導入支援等によるごみ減量化施策の促進
- 4 ごみ処理広域化計画に基づく処理体制の構築（効率化支援）  
持続可能な適正処理の確保に向けた長期的な広域化・集約化に係る計画（以下「長期広域化・集約化計画」という。）の策定による安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築の推進
- 5 市町村の災害廃棄物処理計画策定・円滑運用支援  
災害廃棄物処理の連携体制の構築及び研修会や訓練の開催を通じて災害対応力の向上、人材育成の強化

## 循環型社会形成推進計画策定特別部会の設置について

### 1 設置の目的

令和3年3月に策定した第3次岩手県循環型社会形成推進計画（第5次岩手県廃棄物処理計画、岩手県ごみ処理広域化計画）については、令和7年度で計画期間が終了することから、県では、次期計画を令和7年度中に策定する予定であり、その内容を岩手県環境審議会に諮ることとしており、専門的な見地から集中的に審議を行うため、岩手県環境審議会条例（以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、岩手県環境審議会に「循環型社会形成推進計画策定特別部会」（以下「部会」という。）を設置しようとするものである。

### 2 審議事項

廃棄物処理を含む循環型社会形成推進のための基本計画に関する事項

### 3 部会の構成員

条例第8条第2項の規定により、部会は審議会委員及び専門委員をもって組織するものであり、前回の計画策定時に設置した部会と同数の合計7人の構成員を想定している。

### 4 スケジュールについて

時 期	内 容
令和7年5月29日	審議会〔諮問〕
6月～8月	計画策定に係る特別部会（審議） ※ 3回程度
9月	審議会〔答申案審議〕
11月～12月	パブリックコメント・地域説明会実施
11月	県議会12月定例会（常任委員会報告）
令和8年2月	県議会2月定例会（常任委員会報告）
3月	本計画の策定

《参考》

**【岩手県環境審議会条例】**

(専門委員)

第5条 審査会に、専門の事項を調査審査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

【略】

(部会)

第8条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員、特別委員又は専門委員をもって組織する。

【略】

**【岩手県環境審議会運営規程】**

(部会)

第8条 条例第8条第1項の規定により、審議会に次の部会を置く。

大気部会 水質部会 自然・鳥獣部会 温泉部会

2 前項の規定にかかわらず、知事が必要と認めたときは、審議会に諮って部会を設置することができる。

【略】

4 部会の審議事項は、別表1のとおりとする。

5 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、審議事項を部会に付議することができる。

【略】

## 循環型社会形成推進計画策定特別部会設置要綱（案）

## （設置）

第 1 条 岩手県環境審議会条例（平成 6 年岩手県条例第 36 号）第 8 条第 1 項及び岩手県環境審議会運営規程（以下「規程」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、循環型社会形成推進計画策定特別部会（以下「部会」という。）を置く。

## （審議事項）

第 2 条 部会の審議事項は、規程第 8 条第 5 項の規定に基づき付議された事項とする。

## （庶務）

第 3 条 部会の庶務は、資源循環推進課において処理する。

## （設置期間）

第 4 条 部会は、付議された事項の審議が終了したときをもって、廃止する。

## （補則）

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、令和 7 年 月 日から施行する。

## 岩手県環境審議会温泉部会審議結果について

令和 7 年 1 月 9 日付けで岩手県から諮問された温泉掘削許可申請について、令和 7 年 2 月 6 日、温泉部会を開催し、審議したことから、その結果を報告する。

## ○ 令和 7 年 2 月 6 日審議結果

温泉法第 3 条第 1 項の規定による温泉掘削許可申請 1 件のうち 許可相当 1 件

## 温泉法第 3 条第 1 項の規定による温泉掘削許可申請

整理 番号	申請者住所	申請者氏名	申請地	申請目的	答申
1 - 3	北上市鬼柳町都鳥 186 番地 1	旭ボーリング株式会社 代表取締役 高橋和幸	金ヶ崎町西根二枚橋 27 番 1	宿泊施設への給湯のため	許可相当

## 岩手県環境審議会大気部会審議結果について

令和 7 年 2 月 6 日（木）に岩手県環境審議会大気部会を開催し、下記事項について審議したことから、その結果について報告する。

### 1 審議事項

- (1) 大気汚染防止法に基づく令和 7 年度大気汚染調査測定計画について
- (2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく令和 7 年度ダイオキシン類調査測定計画について
- (3) 騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の変更について

### 2 審議結果

いずれの項目についても原案のとおり議決された。

### 3 要旨

- (1) 大気汚染防止法に基づく令和 7 年度大気汚染調査測定計画について

大気汚染防止法第 22 条に基づき、「環境大気常時監視」については県内 15 地点で窒素酸化物等 7 項目を測定し、「有害大気常時監視」については 7 地点でベンゼン等 21 物質を測定する令和 7 年度の計画案を作成したもの（盛岡市実施分を含む）。

- (2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく令和 7 年度ダイオキシン類調査測定計画について

ダイオキシン類対策特別措置法第 27 条に基づき、「一般環境の大気」等については県内 5 地点で測定し、「発生源周辺の大気」については 3 地点で測定する令和 7 年度の計画案を作成したもの（盛岡市実施分を含む）。

- (3) 騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の変更について

都道府県及び市は、都市計画法に規定する用途地域に準拠して、住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域について、騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域として指定している。

金ヶ崎町において、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が変更されたことに伴い、環境基本法第 16 条に基づき騒音環境基準の類型の当てはめを行い、また、騒音規制法第 3 条第 1 項及び振動規制法第 3 条第 1 項に基づき規制地域の変更を行うもの。

## 特別部会の部会員について

委員の別	氏 名	所属及び職	専門分野等	所属部会
審議会委員	伊藤 歩	岩手大学理工学部 教授	水環境工学	環境基本計画特別
審議会委員	渋谷 晃太郎	岩手県立大学 名誉教授	林学、自然公園	環境基本計画特別
審議会委員	丹野 高三	岩手医科大学 教授	医学・公衆衛生	環境基本計画特別
審議会委員	辻 盛生	岩手県立大学総合政策学部 教授	環境生態工学	環境基本計画特別
審議会委員	小野寺 真澄	岩手県環境保全連絡協議会(ニッコー・ファインメック株代表取締役)	環境保全	環境基本計画特別
審議会委員	佐藤 美加子	奥州地方森林組合 総務課長	森林育成・保護	環境基本計画特別
審議会委員	岩井 光信	(株)水清建設	自然環境一般	環境基本計画特別
審議会委員	小野澤 章子	岩手大学人文社会科学部 准教授	社会学	温暖化計画特別
審議会委員	齊藤 貢	岩手大学理工学部 教授	大気環境工学	温暖化計画特別
審議会委員	渋谷 晃太郎	岩手県立大学 名誉教授	林学、自然公園	温暖化計画特別
専門委員	古谷 博秀	産業技術総合研究所 福島再生可能エネルギー研究所 所長	再生可能エネルギー導入促進	温暖化計画特別
専門委員	中田 俊彦	東北大学大学院工学研究科 教授	地域脱炭素	温暖化計画特別
専門委員	嶋田 章	東北地方環境事務所 地域脱炭素創生室長	脱炭素施策全般	温暖化計画特別
専門委員	五戸 美智	東北経済産業局 カーボンニュートラル推進室長	産業・業務、運輸部門の脱炭素化	温暖化計画特別
審議会委員	塚本 善弘	岩手大学人文社会科学部 教授	環境学	循環計画特別
審議会委員	晴山 涉	岩手大学理工学部 助教	廃棄物工学	循環計画特別
審議会委員	小野寺 真澄	岩手県環境保全連絡協議会(ニッコー・ファインメック株代表取締役)	環境保全	循環計画特別
専門委員	前田 武己	岩手大学農学部 教授	廃棄物・リサイクル	循環計画特別
専門委員	山本 亮	(一社)岩手県工業クラブ 専務理事	産業界・工業製品製造	循環計画特別
専門委員	玉懸 博文	(一社)岩手県産業資源循環協会 事務局長	産業廃棄物処理関係	循環計画特別
専門委員	南幅 嘉人	岩手県市町村清掃協議会 盛岡市環境部廃棄物対策課 課長	一般廃棄物処理関係	循環計画特別

### 専門委員の所属部会について

委員の別	氏名	所属及び職	専門分野等	所属部会
専門委員	田村 泰俊	岩手県立大学 客員教授	行政法	住宅宿泊事業特別
専門委員	岩田 智	富士大学経済学部 教授	観光学	住宅宿泊事業特別
専門委員	及川 武芳	(一社)いちのせきニューツーリズム 会長	農泊推進	住宅宿泊事業特別